

管 区 事 務 所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

2014年9月1日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
法務大臣 谷垣 禎一 様

死刑執行に対し憤りをもって強く抗議します

去る8月29日、仙台拘置所において小林光弘さん、東京拘置所において高見沢勤さんの死刑が執行されたことに対して強い憤りをもって抗議します。これは第2次安倍政権発足以来6度目の執行で、計11人目となります。

死刑制度は「残虐な刑罰」を禁じた日本国憲法第36条や、「何人も拷問または残虐な、非人道的もしくは屈辱的な取り扱いもしくは刑罰を受けることはない」と定めた世界人権宣言(第5条)の精神にも反するものです。更に、死刑制度廃止へと向かう国際社会の潮流にも逆行しています。

刑罰として生命までも奪う権利は国家にもだれにも与えられていません。しかしながら現実には、法務大臣がきわめて事務的・機械的・定期的に署名捺印し、死刑が執行されるという暴挙が行われています。死刑の執行はまさに国家による殺人です。

わたしたちは現在、死刑の判決後キリスト教の信仰を受け入れ、受洗した死刑囚と共に信仰生活を送っています。また、これまでに自分の犯した罪に真摯に向き合い、「生きて罪を償いたい」と贖罪の日々を送っていた5人の同信の友を死刑の施行により奪われました。わたしたちの死刑制度廃止を求める願いには切なるものがあります。

わたしたちはこれまで、神より与えられたすべての人の生命と尊厳、そして人権を守るキリスト教の信仰に立って、一日も早い死刑制度廃止を強く求めてきました。

安倍総理及び谷垣法務大臣には、是非とも数多くの死刑制度廃止を訴えるわたしたち国民の声に耳を傾け、内閣及び国会の場において死刑制度廃止に向けて努力されると共に、その法改正がなされるまで、決して死刑の執行をしないよう強く要請します。

東京都新宿区矢来町 65
日本聖公会 正義と平和委員会
委員長 主教 洪澤一郎